

AYA世代がん患者 在宅療養生活支援事業

令和8年4月以降
利用分から対象

草加市では、AYA世代のがん患者の方が住み慣れた自宅で、安心して自分らしく日常生活が送れるよう、在宅サービス利用料の一部を助成します。

対象者

*すべてを満たす方が対象です

- 18歳以上40歳未満の草加市に住民票がある方
(小児慢性特定疾病医療給付制度の対象者や他の支援・助成制度が利用できる方は除く)
- 末期がん患者 (医師に一般的に認められている医学的知見に基づき判断された方)
- 在宅療養生活の支援及び介護が必要な方

対象サービス及び補助金額

区分	利用上限額	補助上限額
訪問介護 (身体介護、生活介護、通院等乗降介助)	80,000円/月	72,000円/月 (利用料の9割)
訪問入浴介護		
福祉用具の貸与 ※1	100,000円	90,000円 (利用料の9割)
福祉用具の購入 ※2 (一人1回限り)		
医師意見書作成に係る費用 (一人1回限り)	5,000円	5,000円 (利用料の10割)

※1 貸与対象の福祉用具

- 車いす(付属品含む)
- 特殊寝台(付属品含む)
- 手すりやスロープ(工事を伴わないもの)
- 歩行器
- 自動排せつ処理装置
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 歩行補助つえ
- 移動用リフト

※2 購入対象の福祉用具

- 腰掛便座
- 簡易浴槽
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具部分
- 排せつ予測支援機器
- 入浴補助用具

利用上限額を超過した額及び利用上限額内で利用した費用の1割は自己負担になります。

(特段の事情がある方は、健康づくり課までご相談ください)

申請の流れについては、裏面をご覧ください。

申請・お問い合わせ

草加市 健康推進部 健康づくり課

住所：〒340-0016 草加市中央1-1-8 第二庁舎3階

電話：048-922-1156

FAX：048-927-0501



草加市HPはこちら

補助金申請の流れ

1 交付の申請

以下の草加市健康づくり課へ提出してください。（持参・郵送）

- ①草加市A Y A世代がん患者在宅療養生活支援補助金交付申請書（第1号様式）
※手続きを代理人に依頼する場合は「委任状」が必要です。
- ②意見書（草加市A Y A世代がん患者在宅療養生活支援事業）（第2号様式）
- ③利用するサービスの内容がわかる書類の原本（見積もり、予定表、領収書等）

2 交付決定の通知

申請内容を審査します。交付が決定すると、市から決定通知書を郵送します。



3 サービスの利用

利用料等をサービス提供事業者へ支払い、領収書・明細書をもらってください。

※ 受領委任払の場合は、利用者がサービス提供事業者に同意を得てください。

4 実績報告と請求

以下を草加市健康づくり課へご提出ください（持参・郵送）



書類ダウンロードや
事業詳細は草加市の
ホームページへ

- ①草加市A Y A世代がん患者在宅療養生活支援補助金実績報告書（第6号様式）
※数か月分まとめて請求できますが、各月ごとに実績報告書が必要です。
- ②草加市A Y A世代がん患者在宅療養生活支援補助金請求書（第8号様式）
- ③サービス提供事業者等が発行する領収書（原本）
- ④サービス利用明細書（サービスの内容、利用回数、金額等が記載されているもの）
- ⑤受領委任払の場合は、受任委任払同意書（第9号様式）と委任状

5 補助金の支払い（※ サービス提供事業者の同意があれば、受領委任払も可能です）

【償還払】サービス提供事業者から請求された額をいったん全額支払います。

その後、利用者は市に補助額を請求してください。



【受領委任払】※サービス提供事業者の同意が必要です。

サービス提供事業者に自己負担分を支払います。

その後、サービス提供事業者は市に補助額を請求してください。



請求内容を審査し認められた場合、指定の口座に補助金を振り込みます。